



無人航空機の飛行について

制限表面内で無人航空機を飛行させる場合は、飛行許可・承認申請時に管轄の空港への調整が必要です。

1

■ 飛行内容の送付について

下記の情報をメールでご送付ください。



- 日 時
- 時 間
- 飛行場所（位置図等）
- 飛行高さ（標高+飛行高度）

アドレス：kukokanribu@ttj-ap-bld.co.jp

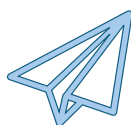


2

■ 調整結果について

内容を確認後、調整結果を返送しますので、DIPSに記載してください。

○DIPS通報後、下記の資料を「鳥取砂丘コナン空港→各種申請」からダウンロードし、記載後に送付してください。



- ▶資料①：無人飛行機（ドローン）等利用連絡票
[鳥取空港ビル空港管理部](#)へご提出ください。
- ▶資料②：鳥取警察署（FAX）連絡票
[鳥取警察署](#)へご提出ください。

URL：<https://www.ttj-ap-bld.co.jp/noflyzone>



■ お問い合わせについて

ご記入にあたり質問事項がありましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

[0857-28-1150](tel:0857-28-1150)（ガイダンス5番）受付8：30～17：00 / 担当：福田



■ 無人航空機の飛行許可・承認手続きについて

国土交通省ホームページより飛行許可・承認申請を行ってください。

URL：https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html



■ 無人航空機の飛行ルールについて

航空法において、国土交通大臣の許可や承認が必要となる空域及び方法での飛行（特定飛行）を行う場合は、基本的に飛行許可・承認手続きが必要になります。

なお、適切な許可・承認を取得せずに無人航空機を飛行させる等した場合は、懲役又は罰金に科せられます。